



転載・複写禁止

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長崎県長崎市住吉町15番17号

氏 名 株式会社長崎環境美化 代表取締役 奥野 良功



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事 大石 賢吾



許可の年月日 令和 5年 8月30日

許可の有効年月日 令和12年 8月29日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、
ばいじん

(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上19種類（下記2のとおり積替え・保管行為を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管場所

所在地		長崎県西彼杵郡時津町野田郷1059番地14			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高	その他	
汚泥	29.7㎡	32㎡	-	固定式タンク内保管	
廃酸	20㎡	10㎡	-	バキューム車両内保管	
	0.5㎡	0.2㎡	-	屋内容器保管	
廃アルカリ	20㎡	10㎡	-	バキューム車両内保管	
	0.5㎡	0.2㎡	-	屋内容器保管	
廃プラスチック類	10㎡	18.5㎡	-	屋内保管	
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	0.5㎡	0.5㎡	-		

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

3. 許可の条件

(裏面へつづく)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年	8月30日	新規許可	
平成 8年	8月30日	更新許可	
平成13年	3月 2日	変更許可	
平成13年	8月30日	更新許可	
平成13年	9月 7日	変更許可	
平成18年	8月30日	更新許可	
平成23年	8月30日	更新許可	
平成27年	7月 1日	変更許可	
平成28年	8月30日	更新許可	
平成29年	9月19日	変更許可	
令和 5年	8月30日	更新許可	
令和 5年	9月 8日	変更届出	(積替え保管行為の変更)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無